

【資料5】

令和4年度

化学物質管理に係る専門家検討会

報告書（案）

令和5年●月●日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

目次

I	検討の趣旨及び経緯等	2
1	検討の趣旨	2
2	検討事項	2
3	検討の経緯	2
4	構成員名簿	3
II	濃度基準値について	5
第1	濃度基準値の適用	5
1	中間取りまとめで整理した事項	5
2	混合物への濃度基準値の適用	5
3	濃度基準値の単位	6
第2	濃度基準値の検討の進め方	7
1	各年度ごとの濃度基準値候補物質	7
2	濃度基準値の検討の進め方	8
3	特別規則が適用される物質への濃度基準値設定の考え方	9
4	発がん性物質への濃度基準値設定の考え方	10
第3	令和4年度の濃度基準値の検討結果	12
1	物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法	12
2	濃度基準値を設定しなかった物質とその理由	12
3	令和5年度以降に再度検討する物質とその理由	12
III	その他	13
1	労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質の範囲	13
別表1-1	濃度基準値設定対象物質リスト（令和4年度）	15
別表1-2	濃度基準値設定対象物質リスト（令和5年度）	19
別表1-3	濃度基準値設定対象物質リスト（令和6年度）	25
別表2	物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法	32
別表3	濃度基準値を設定しなかった物質とその理由	45
別表4	令和5年度以降に再度検討する物質とその理由	46
別紙目次		48
別紙1～4		52

I 検討の趣旨及び経緯等

1 検討の趣旨

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている。これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところである。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討する。

2 検討事項

- (1) 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法
- (2) 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- (3) 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- (4) その他

3 検討の経緯

○ 第1回検討会（令和4年9月1日 14:00-16:00）

- ① 濃度基準の設定の考え方
- ② 濃度基準値の設定物質の優先順位の考え方及び対象物質の特定
- ③ がん原性物質の対象とする物質の基準の検討
- ④ その他

○ 第2回検討会（令和4年10月14日 15:00-17:00）

※ 全般事項の構成員と、ばく露防止対策の構成員のみ

- ① ばく露が濃度基準値を下回ることを確認するための測定方法の考え方
- ② 作業環境測定（個人サンプリング法）の対象物質の拡大の検討
- ③ その他

- 第3回検討会（令和4年11月4日 15:00-17:00）
 - ※ 全般事項の構成員と、ばく露防止対策の構成員のみ
 - ① ばく露が濃度基準値を下回ることを確認するための測定方法の考え方
 - ② 作業環境測定（個人サンプリング法）の対象物質の拡大の検討

- 令和4年度検討会中間とりまとめ公表（令和4年11月21日）

- 第4回検討会（令和4年12月15日 14:00-17:00）
 - ※ 全般事項の構成員と、毒性の構成員のみ
 - ① 濃度基準値の検討の進め方
 - ② 濃度基準値の検討（対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。）

- 第5回検討会（令和5年1月16日 13:00-16:00）
 - ※ 全般事項の構成員と、毒性の構成員のみ
 - ① 濃度基準値の単位について
 - ② 混合物に対する濃度基準値の適用について
 - ③ 濃度基準値の検討（対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。）
 - ④ その他

- 第6回検討会（令和5年1月30日 14:00-17:00）
 - ① 発がん性物質に対する濃度基準値の設定について
 - ② 濃度基準値の検討（対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。）
 - ③ 令和4年度報告書案について
 - ④ その他

4 構成員名簿

（全般に関する事項）

大前 和幸 慶應義塾大学 名誉教授

尾崎 智 一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンシブル・ケア
推進 管掌

小野 真理子 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報
管理研究センター 化学物質情報管理部 特任研究員

城内 博 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報
管理研究センター長

高田	礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋	光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報 管理研究センター ばく露評価研究部長
武林	亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
平林	容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内	博幸	産業医科大学 作業環境計測制御学講座 教授
宮本	俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
最川	隆由	一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員 西松建設株式会社 安全環境本部安全部長
(毒性に関する事項)		
上野	晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本	俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川	宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 教授
(ばく露防止対策に関する事項)		
津田	洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利	一	産業医科大学 名誉教授
山室	堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

(50音順)

Ⅱ 濃度基準値について

第1 濃度基準値の適用

1 中間取りまとめで整理した事項

※ 詳細は、「中間取りまとめ」参照。

中間取りまとめにおいては、労働者のばく露が濃度基準値以下であることを確認するための測定（確認測定）等の方法について、次に掲げる事項について検討結果を示した。

- (1) 基本的考え方においては、労働者のばく露の最小化と濃度基準値の法令上の位置づけについて整理し、確認測定の対象者の選定、実施時期の考え方を示した。また、ばく露低減措置の考え方も整理した。
- (2) 短時間濃度基準値の設定と運用については、短時間濃度基準値の概念を整理し、短時間濃度基準値が設定されていない物質についてのばく露低減の考え方を整理した。また、天井値の設定についての考え方を整理した。
- (3) 確認測定における試料採取時間等においては、8時間濃度基準値、短時間濃度基準値それぞれと比較するための試料空気の採取時間を示すとともに、短時間作業の場合の試料空気の採取時間について考え方を示した。
- (4) リスクアセスメントにおける資料採取場所及び評価については、確認測定とリスクアセスメントのための測定の違いを明確にし、それに応じた測定時間や統計手法を用いた評価の方法について示した。
- (5) 最後に、上記事項については、労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針として公表すべきであるとされた。

2 混合物への濃度基準値の適用

※ 文献レビュー結果は別紙1参照。

- (1) 混合物に含まれる複数の化学物質が、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用する場合、それら物質の相互作用によって、相加効果や相乗効果によって毒性が増大するおそれがあることについては、米国、英国、ドイツ各国の職業ばく露限度策定機関で一致した見解となっている。しかし、複数の化学物質による相互作用は、個別の化学物質の組み合わせに依存するため、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用する複数の化学物質による混合物であったとしても、その限度値の適用を単純な相加式で一律に行うことについて、十分な科学的根拠があるとまではいえず、相加式による限度の換算を推奨すべきかについては、各機関で判断が分かれている。また、各機関で採用している相加式は、閾値が明らかな確定的な健康影響を対象にしており、確率的影響である発がん性に対して適用する趣旨ではない。

- (2) このため、混合物に対する濃度基準値の適用においては、混合物に含まれる複数の化学物質が、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用することが明らかな場合には、それら物質による相互作用を考慮すべきという趣旨から、次に掲げる相加式を活用してばく露管理を行うことに努めるべきであることを濃度基準値の適用に当たっての留意事項として規定すべきである。

$$C1/L1+C2/L2+\dots+Cn/Ln \leq 1$$

ここで、 C_n は物質 n の空気中の濃度であり、 L_n は物質 n の濃度基準値である。

3 濃度基準値の単位

※ 文献レビュー結果は別紙2参照。

- (1) 室温において、蒸気とエアロゾル粒子が同時に存在する物質については、空気中濃度の測定にあたっては、濃度の過小評価を避けるため、蒸気と粒子の両者を捕集する必要がある。蒸気によるばく露がばく露評価に与える影響は、濃度基準値が飽和蒸気圧と比較して相対的に小さいほど大きくなるため、蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質は、原則として、飽和蒸気圧の濃度基準値に対する比（飽和蒸気圧／濃度基準値）が0.1から10までの物質とすべきである。当該比率が0.1より小さい場合は、粒子によるばく露が支配的となり、10より大きい場合は、蒸気によるばく露が支配的になると考えられるからである。ただし、作業実態において、粒子や蒸気によるばく露が想定される物質については、当該比が0.1から10までに該当しなくても、蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質として取り扱うべきである。
- (2) 当該物質の濃度基準値の単位については、複数の単位の基準値があることによる測定及び分析における混乱を避けるため、管理濃度と同様に、ppmか mg/m^3 のいずれかの単位を採用すべきである。ただし、技術上の指針で定める予定の個別物質ごとの標準的な測定方法において、当該物質については、蒸気と粒子の両方を捕集すべきであることを明記するとともに、標準的な捕集方法として、蒸気を捕集する方法と粒子を捕集する方法を併記するとともに、蒸気と粒子の両者を捕集する方法（相補捕集法）を規定すべきである。
- (3) さらに、当該技術上の指針において、ppmから mg/m^3 への換算式（室温は $25^\circ C$ をとする。）を示し、事業場の作業環境に応じ、当該物質の測定及び管理のために必要がある場合は、濃度基準値の単位を変換できるように配慮すべきである。

第2 濃度基準値の検討の進め方

1 各年度ごとの濃度基準値候補物質

※ 各年度の濃度基準値設定対象物質リストは、別表1-1～1-3参照。

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書(令和3年7月19日公表)」において、濃度基準値(注:当該報告書ではばく露限界値(仮称))の設定方法と各年度ごとの設定物質数が示されている。この考え方をもとに、労働安全衛生法に基づきリスクアセスメント実施が義務付けられている物質(以下「リスクアセスメント対象物」という。)のうち、欧米の基準策定機関の職業性ばく露限界値(OEL)がある物質から、各年度ごとに濃度基準値設定の候補物質を選定することとした。ただし、3で示すとおり、特別規則が適用される物質は対象としない。

ア 令和4年度(別表1-1)

リスク評価対象物質(特定化学物質障害予防規則などへの物質追加を念頭に、国が行ってきた化学物質のリスク評価の対象物質をいう。以下同じ。)118物質を対象とする。

- 測定・分析方法があるもの…約100物質
- 測定・分析方法がないもの…約20物質

イ 令和5年度(別表1-2)

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関するACGIH TLV-TWA(米国政府労働衛生専門家会議が勧告している8時間時間加重平均ばく露限度)があり、かつ、測定・分析方法があるもの約160物質を対象とする。

- DFG MAK(ドイツ研究振興協会が勧告する最大職業濃度値)や日本産業衛生学会の許容濃度が定められており、ACGIH TLV-TWAと値が一致するもの…約60物質、
- DFG MAK等のばく露限度が定められているが、ACGIH TLV-TWAと値は一致しないもの…約110物質

ウ 令和6年度(別表1-3)

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業ばく露限度があり、かつ、測定・分析方法があるもの約180物質を対象とする。

- ACGIH TLV-TWAのみ定められているもの…約110物質
- ACGIH TLV-TWAはないが、ACGIH TLV-STEL(短時間ばく露濃度に関する

ばく露限度値)又はTLV-C(天井値(いかなるときも超えてはならないばく露限度値))があるもの…約20物質

- ACGIH(TLV-TWA, STEL, C)はないが、DFG MAK等があるもの…約55物質

エ 令和7年度以降

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業性ばく露限界値があり、かつ、測定・分析方法がない約390物質を対象とする。

- ACGIH TLV-TWAがあるもの…約255物質
- ACGIH TLV-TWAはないが、ACGIH STEL又はCがあるもの…約25物質
- ACGIH(TLV-TWA, STEL, C)はないが、DFG MAK等があるもの…約110物質

2 濃度基準値の検討の進め方

- (1) 1で選定した濃度基準値対象物質について、(独)労働者健康安全機構労働者安全衛生総合研究所(安衛研)における専門家会議で文献調査等を行い、濃度基準値の提案値を含めた報告書を作成することとした。提案値は、有害性に関する一次文献(入手できない場合には、二次文献)に基づき、初期調査と詳細調査の2段階で検討する。初期調査の情報では提案値を決定できない場合には、詳細調査を行い、その情報に基づき決定することとした。
- (2) この濃度基準値の提案値及びその根拠論文等について、本検討会で妥当性を検討し濃度基準値を決定することとした。濃度基準値の検討に当たっては、①測定方法が定められていること、②有効な呼吸用保護具があることを考慮することとし、測定方法又は有効な呼吸用保護具がない場合は、これらが確立するまでの間、濃度基準値は設定しないこととした。

【参考】

(1) 初期調査

- ① 根拠論文の信頼性が高く、その根拠論文による数値が諸機関の職業性ばく露限界値(OEL)と矛盾しない場合などは、原則、無毒性量(NOEL)に不確実係数(UF)又は不確実係数積(UFs)を考慮の上、濃度基準値を決定する。
- ② 次のような場合には、詳細調査に移行する。
 - ・ 複数の根拠論文の結論に矛盾があるなど、根拠論文の信頼性の比較等の評価が必要な場合
 - ・ 諸機関のOELに大きなばらつきがあり、根拠論文の信頼性の比較等の評価が必要

要な場合

(2) 詳細調査

根拠論文の疫学調査手法、動物実験の試験条件等から、信頼性を比較・評価し、信頼できる根拠論文に基づき、無毒性量 (NOAEL) に不確実係数 (UF) 又は不確実係数積 (UFs) を考慮の上、濃度基準値を決定する。

3 特別規則が適用される物質への濃度基準値設定の考え方

(1) 特別則で作業環境測定の対象となっており、管理濃度が設定されている物質（第1種有機溶剤等）

ア 特別則の適用を受ける場合（＝含有量が裾切り値超の場合）

管理濃度による作業環境測定に基づく作業環境の改善と、新たな濃度基準値の遵守の二重規制となるため、新たな濃度基準値の設定は適当でない。

イ 特別則の適用を受けない場合（＝含有量が裾切り値以下の場合）

有機則、特化則の裾切り値の設定理由については、旧・有機則の制定は昭和35年、旧・特化則の制定は昭和46年であり、化学物質の濃度情報を入手することが困難であったとされている。現在はSDS制度があり、当時と比べ格段に濃度情報を入手しやすくなっていることを踏まえると、裾切り値について、有機則、特化則の制定当時の考え方を維持する必要は必ずしもなく、他の物質と同様、GHSに基づく裾切り値と整合させることを検討すべきである。

ただし、見直しにあたっては、今後、特別則を一般則に整理統合することを含めた、特別則の全体の在り方を検討する際に対応するのが適当である。見直しまでの間、濃度によって作業環境測定による環境改善と、濃度基準値の遵守という異なった管理手法を使い分けることは困難であり、現場の混乱をもたらすおそれがあるため、適当でない。

(2) 特別則で作業環境測定の対象となっているが、管理濃度が設定されていない物質（インジウム化合物等）

インジウム化合物等について測定義務があるにもかかわらず管理濃度を設定していないのは、管理濃度検討会での検討結果等により、管理濃度の設定が困難とされたためである。たとえばインジウム化合物の場合、作業環境管理対策のみでは環境中濃度の低減が困難であり、保護具使用を前提とした規制としているため管理濃度を設定していない。

このため、これらの物質について新たな濃度基準値を設定することは、現行規制との混乱を生じるおそれがあり、適当でない。

(3) 特別則で作業環境測定の対象となっていない物質（第3種有機溶剤等）

第3種有機溶剤、特定化学物質第3類物質、四アルキル鉛は、過去の災害発生状況や専門家の検討結果等を踏まえ、大量漏洩等による高濃度ばく露防止対策（急性中毒等の防止対策）のみ義務付けており、定期的な作業環境測定を義務付けていない。

今回の改正は、特別則の適用のない化学物質を主眼とするものであり、第3種有機溶剤等について、新たな濃度基準を設定すると、特別則の対象物質に対する規制強化となり、過去の判断と矛盾するとのみならず、今回の改正の趣旨に照らして適当でない。

また、特化物のうち溶接ヒュームは、保護具選択のための個人ばく露測定が義務付けられており、基準値も告示で定められているため、新たな濃度基準値の設定は不要である。

4 発がん性物質への濃度基準値設定の考え方

※ 文献レビュー結果は別紙3参照。

- (1) 米国、英国、ドイツの職業ばく露限度策定機関では、ヒトへの発がん性の確からしさの分類に応じ、ヒトへの発がん性が明確な場合は、安全な閾値が設定できないという理由から、限度の設定を行っていないことがわかる。そのような物質については、事業者に対し、ばく露を最小化することを強く求めている。
- (2) 一方、各基準策定機関では、ヒトへの発がん性が明確でない物質に対しては、非がんの疾病を対象に、安全な閾値として、限度を定めている。閾値を設定する理由としては、ヒトや動物への遺伝毒性がない、又は、あったとしても非常に少ない、かつ、発がんリスクへの寄与が小さいことをあげている。
- (3) このため、濃度基準値の設定においては、主としてヒトにおける証拠により、ヒトに対する発がん性が知られている物質（国が行うGHS分類で発がん性区分1Aに分類される物質）については、発がんが確率的影響であることから、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難である。この場合、濃度基準値を設定しないことで、安全な物質であるという誤解が発生しないよう、検討結果において安全な閾値が設定できない物質であることを明示するべきである。さらに、例えば、濃度基準値に関する技術上の指針にこれら物質の一覧を掲載する等により、事業者に対し、これら物質については、最大限の努力によりばく露を最小限とする必要があることの周知を図る必要がある。
- (4) 発がん性区分1Bに分類される物質については、発がん性の証拠の強さの観点からヒトに対して恐らく発がん性があるとされる物質であり、ヒト

への発がん性が明確であるとまではいえない。この場合、ヒトに対する生殖細胞変異原性（遺伝毒性）が明らかでない、又は、十分に小さい、かつ、発がんリスクへの寄与がない、又は、小さいことが評価できる物質であつて、非がん疾病について、無毒性量 (NOAEL) 等が明らかなものについては、濃度基準値を定めるべきである。濃度基準値を設定すべきか否かの判断は、個別の物質ごとに、発がんが見つかったばく露濃度のレベルや、遺伝毒性等に関する根拠文献の評価により判断されるべきである。

- (5) 発がん性区分 2 に分類される物質は、ヒトに対する発がんについて分類できない物質であり、このうち、非がん疾病について、無毒性量 (NOAEL) 等が明らかなものについては、濃度基準値を定めるべきである。ただし、生殖細胞変異原性（遺伝毒性）で区分 1 に区分されている物質については、遺伝毒性に関する根拠文献の評価により、濃度基準値の設定を個別に判断するべきである。

第3 令和4年度の濃度基準値の検討結果

1 物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法

物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法、留意事項は別表2のとおり。各物質の文献調査結果は別紙4のとおり。

2 濃度基準値を設定しなかった物質とその理由

濃度基準値を設定しなかった物質とその理由は別表3のとおり。各物質の文献調査結果は別紙4のとおり。

3 令和5年度以降に再度検討する物質とその理由

令和5年度以降に再度検討する物質とその理由は別表4のとおり。各物質の文献調査結果は別紙4のとおり。

Ⅲ その他

1 労働安全衛生規則に基づき作業記録等の 30 年間保存が必要ながん原性物質の範囲

- (1) 令和 4 年 5 月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）により、事業者は、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」について、これら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を 30 年間保存することが義務付けられた。このがん原性物質の範囲については、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う GHS 分類の結果、発がん性の区分が区分 1（区分 1A 又は区分 1B を含む）に該当すると分類されたものとするのが適当である。

ただし、以下のものについては、対象から除外すべきである。

① エタノール

エタノールは、IARC（国際がん研究機関）で「アルコール飲料としてヒトに発がん性がある」としてグループ 1 に分類されており、これを踏まえ国による GHS 分類で発がん性区分 1A とされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外すべきである。

② 特別管理物質

特定化学物質障害予防規則第 38 条の 3 に規定する特別管理物質は、特化則において作業記録簿等の記録の 30 年間保存の義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため、対象から除外すべきである。

③ 対象物質を臨時に取り扱う場合

対象物質を臨時的に取り扱う場合であって、継続的なばく露が見込まれない場合は、当該物質による発がんのリスクは極めて低いと考えられることから、対象から除外すべきである。

- (2) 国による GHS 分類結果が公表された後、作業記録等の 30 年間保存の対象とするまでには一定の期間を置くべきである。
- (3) 現在、労働安全衛生法第 28 条第 3 項に基づく指針（がん原性指針）の対象物質については、当該指針に基づき作業記録等の 30 年保存を行政指導として勧奨しているが、がん原性指針は対象物質についてばく露低減措置等の健康障害防止のための適切な取扱い等を事業者に求める指

針であり、その趣旨から対象物質には国が行う GHS 分類で発がん性区分 1 以外の物質も含まれる。がん原性指針対象物質のうち、国が行う GHS 分類で発がん性区分 1 に該当しない物質については、作業記録等の 30 年間保存の義務対象とはせず、引き続き、がん原性指針に基づく適切な取扱い等を求めるべきである。

別表 1-1 濃度基準値設定対象物質リスト（令和4年度）

注：☆は特別則による規制物質であるため、当面、濃度基準値は設定しない。

No.	CAS RN	物質名称
1	50-78-2	アセチルサリチル酸
2	60-34-4	メチルヒドラジン
3	62-53-3	アニリン
4	63-25-2	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル（別名：カルバリル）
5	74-87-3	クロロメタン（別名：塩化メチル）
6	75-00-3	クロロエタン
7	75-05-8	アセトニトリル
8	75-07-0	アセトアルデヒド
9	75-26-3	2-ブロモプロパン
10	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン（別名：塩化ビニリデン）
11	75-52-5	ニトロメタン
12	75-86-5	アセトンシアノヒドリン
13	76-03-9	トリクロロ酢酸
14	76-06-2	トリクロロニトロメタン（別名：クロロピクリン）
15	76-22-2	しょう腦
16	78-30-8	りん酸トリ（オルト-トリル）
17	78-59-1	イソホロン
18	78-79-5	イソプレン
19	79-41-4	メタクリル酸
20	80-62-6	メタクリル酸メチル
21	88-72-2	2-ニトロトルエン
22	90-04-0	o-アニシジン
23	92-52-4	ビフェニル
24	92-84-2	フェノチアジン
25	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
☆26	95-48-7	o-クレゾール
27	95-54-5	o-フェレンジアミン
28	96-09-3	フェニルオキシラン（別名：スチレンオキシド）
29	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン
30	96-22-0	ジエチルケトン
31	96-33-3	アクリル酸メチル

32	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名：ジスルフィラム）
33	98-00-0	フルフリルアルコール
34	98-01-1	フルフラール
35	98-51-1	パラ-ターシャリ-ブチルトルエン
36	98-82-8	クメン
37	98-83-9	アルファ-メチルスチレン
38	98-88-4	塩化ベンゾイル
39	98-95-3	ニトロベンゼン
40	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール
41	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン
42	100-44-7	塩化ベンジル
43	100-63-0	フェニルヒドラジン
44	100-74-3	N - エチルモルホリン
45	101-68-8	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート（別名： 4, 4' -MDI）
46	101-72-4	N - イソプロピル - N' - フェニル - p - フェニレンジアミン
47	101-77-9	4, 4' -メチレンジアニリン
48	105-60-2	ϵ -カプロラクタム
49	106-46-7	p-ジクロロベンゼン
50	106-89-8	エピクロロヒドリン
51	106-91-2	メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル
52	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン
53	106-94-5	1-ブロモプロパン（別名：臭化プロピル）
54	106-99-0	1, 3-ブタジエン
55	107-02-8	アクロレイン
56	107-05-1	塩化アリル
57	107-07-3	エチレンクロロヒドリン
58	107-21-1	エチレングリコール
59	108-05-4	酢酸ビニル
60	108-46-3	レソルシノール（別名：レゾルシン）
61	108-91-8	シクロヘキシルアミン
62	110-86-1	ピリジン
63	111-30-8	グルタルアルデヒド
64	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1, 2-エタンジアミン（別名：ジエチレント リアミン）

65	111-42-2	ジエタノールアミン
66	111-65-9	n-オクタン
67	116-14-3	テトラフルオロエチレン
68	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
69	120-80-9	カテコール (別名: ピロカテコール)
70	121-44-8	トリエチルアミン
71	121-75-5	ジチオリン酸 0,0-ジメチル-S-1,2-(エトキシカルボニル)エチル (別名: マラチオン)
72	122-14-5	チオリン酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名: フェニトロチオン)
73	122-39-4	ジフェニルアミン
74	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル (別名: フェニルグリシジルエーテル)
75	123-31-9	ヒドロキノン
76	124-04-9	アジピン酸
77	124-40-3	ジメチルアミン
78	126-98-7	メタクリロニトリル
79	126-99-8	2-クロロ-1,3-ブタジエン (別名: クロロプレン)
80	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド
81	128-37-0	2,6-tert-ブチル-p-クレゾール (別名: ジブチルヒドロキシトルエン (BHT))
82	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名: チウラム)
83	139-13-9	ニトリロ三酢酸
84	140-88-5	アクリル酸エチル
85	141-43-5	2-アミノエタノール
86	149-57-5	2-エチルヘキサン酸
87	298-04-4	ジチオリン酸 0,0-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名: ジスルホトン)
88	302-01-2	ヒドラジン
89	333-41-5	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名: ダイアジノン)
90	409-21-2	炭化けい素
91	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン
92	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール
93	764-41-0	1,4-ジクロロ-2-ブテン

94	1300-73-8	キシリジン（全異性体）
95	1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム（十水和物）（別名：ホウ砂）
96	1333-86-4	カーボンブラック
97	1634-04-4	メチル-tert-ブチルエーテル（別名：MTBE）
98	2426-08-6	ノルマル-ブチル=2,3-エポキシプロピルエーテル
99	4170-30-3	2-ブテナール
100	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート
101	7440-02-0	ニッケル
102	7440-28-0	タリウム
103	7440-74-6	金属インジウム
☆104	7647-01-0	塩化水素
☆105	7664-93-9	硫酸
☆106	7697-37-2	硝酸
107	7699-43-6	オキシ塩化ジルコニウム
108	7722-84-1	過酸化水素
109	7726-95-6	臭素
110	7803-51-2	ホスフィン
111	8052-42-4	アスファルト（ストレートアスファルト）
112	10024-97-2	一酸化二窒素（別名：亜酸化窒素）
113	10025-87-3	塩化ホスホリル
114	13463-67-7	酸化チタン（ナノ粒子以外）
115	16219-75-3	5-エチリデン-2-ノルボルネン（別名：エチリデンノルボルネン）
116	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル（別名：ベノミル）
117	19287-45-7	ジボラン
118	25013-15-4	ビニルトルエン

別表 1-2 濃度基準値設定対象物質リスト（令和5年度）

注1：本リストは濃度基準値設定の検討対象とする物質リストであり、今後変更となる場合がある。

注2：本リストには、現時点でリスクアセスメント対象物となっていない物質も含まれるが、それらの物質については、今後、リスクアセスメント対象物に追加された場合に、濃度基準値の設定対象となる。

No.	CAS RN	物質名称
1	55-38-9	チオりん酸 0,0-ジメチル-0- (3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名：フェンチオン)
2	55-63-0	ニトログリセリン
3	56-35-9	トリブチルスズオキシド
4	56-36-0	トリブチルスズアセテート
5	56-38-2	パラチオン
6	57-74-9	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8 - オクタクロロ - 2, 3, 3a, 4, 7, 7a - ヘキサヒドロ - 4, 7 - メタノ - 1H - インデン (別名：クロルデン)
7	58-89-9	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名：リンデン)
8	61-82-5	3 - アミノ - 1H - 1, 2, 4 - トリアゾール (別名：アミトロール)
9	64-18-6	ぎ酸
10	64-19-7	酢酸
11	67-72-1	ヘキサクロロエタン
12	72-20-8	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ- 1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名：エンドリン)
13	72-43-5	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-メトキシフェニル) エタン (別名：メトキシクロル)
14	74-89-5	メチルアミン
15	74-93-1	メチルメルカプタン (別名：メタンチオール)
16	75-04-7	エチルアミン
17	75-08-1	エタンチオール
18	75-25-2	トリブロモメタン
19	75-31-0	イソプロピルアミン
20	75-34-3	1, 1-ジクロロエタン

21	75-43-4	ジクロロフルオロメタン
22	75-45-6	クロロジフルオロメタン
23	75-50-3	トリメチルアミン
24	75-63-8	ブロモ（トリフルオロ）メタン
25	75-65-0	tert-ブタノール
26	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン
27	76-12-0	テトラクロロジフルオロエタン（別名：CFC-112）
28	76-13-1	1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン（別名：トリクロロトリフルオロエタン・CFC-113）
29	76-14-2	ジクロロテトラフルオロエタン（別名：CFC-114）
30	76-44-8	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名：ヘプタクロル）
31	76-87-9	水酸化トリフェニルスズ
32	77-58-7	ジブチルスズ=ジラウラート
33	77-73-6	ジシクロペンタジエン
34	78-04-6	マレイン酸ジブチルスズ
35	78-10-4	テトラエトキシシラン
36	78-32-0	トリ-4-トリル=ホスファート
37	78-78-4	2-メチルブタン
38	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン
39	79-09-4	プロピオン酸
40	79-10-7	アクリル酸
41	79-11-8	クロロ酢酸（別名：モノクロロ酢酸）
42	79-24-3	ニトロエタン
43	81-81-2	3-(アルファ-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン（別名：ワルファリン）
44	84-66-2	フタル酸ジエチル
45	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル
46	85-44-9	無水フタル酸
47	86-50-0	ジチオリン酸 0, 0-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3(4H)-イル)メチル]（別名：アジンホスメチル）
48	87-68-3	六塩化ブタジエン
49	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン
50	93-76-5	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸
51	94-36-0	ジベンゾイルペルオキシド

52	100-01-6	p-ニトロアニリン
53	100-61-8	N-メチルアニリン
54	101-84-8	ジフェニルエーテル
55	102-71-6	トリエタノールアミン
56	104-94-9	p-アニシジン
57	106-35-4	ノルマル-ブチルエチルケトン
58	106-50-3	p-フェレンジアミン
59	107-15-3	エチレンジアミン
60	107-18-6	アリルアルコール
61	107-19-7	2-プロピン-1-オール
62	107-31-3	ギ酸メチル
63	107-41-5	2-メチル-2,4-ペンタンジオール（別名：ヘキシレングリコール）
64	107-49-3	テトラエチルピロホスフェイト（別名：TEPP）
65	107-83-5	2-メチルペンタン
66	107-98-2	プロピレングリコールモノメチルエーテル
67	108-03-2	1-ニトロプロパン
68	108-11-2	4-メチル-2-ペンタノール
69	108-20-3	イソプロピルエーテル
70	108-24-7	無水酢酸
71	108-31-6	無水マレイン酸
72	108-45-2	m-フェレンジアミン
73	108-87-2	メチルシクロヘキサン
74	109-66-0	n-ペンタン
75	109-79-5	1-ブタンチオール
76	109-87-5	メチラール
77	109-89-7	ジエチルアミン
78	110-12-3	5-メチル-2-ヘキサノン
79	110-49-6	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
80	110-82-7	シクロヘキサン
81	111-44-4	ビス(2-クロロエチル)エーテル
82	111-84-2	n-ノナン
83	112-07-2	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート（別名：2-ブトキシエチルアセタート・EGBEA）

84	112-34-5	ジエチレングルコールモノブチルエーテル（別名：2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール）
85	114-26-1	N-メチルカルバミン酸 2-イソプロポキシフェニル（別名：プロポキスル）
86	115-86-6	りん酸トリフェニル
87	118-96-7	2, 4, 6-トリニトロトルエン
88	121-69-7	N, N-ジメチルアニリン
89	123-42-2	ジアセトンアルコール
90	124-38-9	二酸化炭素
91	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル
92	137-05-3	2-シアノアクリル酸メチル
93	141-32-2	アクリル酸ノルマル-ブチル
94	141-79-7	酸化メシチル（別名：メシチルオキシド）
95	142-82-5	ノルマル-ヘプタン
96	151-67-7	2-ブロモ-2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン（別名：ハロタン）
97	309-00-2	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：アルドリン）
98	379-52-2	フッ化トリフェニルスズ
99	431-03-8	ジアセチル
100	540-88-5	酢酸ターシャリ - ブチル
101	541-85-5	エチル-セカンダリ-ペンチルケトン
102	552-30-7	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物
103	624-83-9	イソシアン酸メチル
104	626-38-0	酢酸 sec-ペンチル
105	639-58-7	塩化トリフェニルスズ
106	683-18-1	ジブチルスズジクロリド
107	818-08-6	ジブチルスズオキシド
108	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート（別名：ヘキサン-1, 6-ジイソシアネート）
109	900-95-8	酢酸トリフェニルスズ
110	1067-33-0	ジブチルスズ二酢酸
111	1118-46-3	ブチルトリクロロスズ
112	1305-62-0	水酸化カルシウム

113	1305-78-8	生石灰（別名：酸化カルシウム）
114	1314-13-2	酸化亜鉛
115	1317-95-9	結晶質シリカ（別名：トリポリ）
116	1461-22-9	トリブチルスズクロリド
117	1461-25-2	テトラブチルスズ
118	1569-02-4	プロピレングリコールエチルエーテル（別名：1-エトキシ-2-プロパノール）
119	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン（別名：アトラジン）
120	1983-10-4	トリブチルスズフルオリド
121	2104-64-5	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート（別名：EPN）
122	2155-70-6	トリブチルスズ=メタクリラート
123	2179-59-1	アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド
124	2551-62-4	六フッ化硫黄
125	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
126	7429-90-5	金属アルミニウム
127	7440-06-4	白金
128	7440-22-4	銀
129	7440-36-0	アンチモン
130	7440-39-3	金属バリウム
131	7440-47-3	金属クロム
132	7440-50-8	銅
133	7553-56-2	沃素
134	7637-07-2	三フッ化ほう素
135	7664-38-2	りん酸
136	7719-12-2	三塩化りん
137	7778-18-9	硫酸カルシウム
138	7782-49-2	セレン
139	7783-00-8	亜セレン酸
140	7783-07-5	セレン化水素
141	7783-08-6	セレン酸
142	7784-42-1	アルシン（別名：ヒ化水素）

143	7786-34-7	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル（別名：メビンホス）
144	8008-20-6	灯油
145	10028-15-6	オゾン
146	10102-18-8	亜セレン酸ナトリウム
147	10102-43-9	一酸化窒素
148	10102-44-0	二酸化窒素
149	10584-98-2	ジブチルスズビス(2-エチルヘキシルチオグリコレート)
150	13410-01-0	セレン酸ナトリウム
151	13838-16-9	2-クロロ-1,1,2-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名：エンフルラン）
152	25168-24-5	ジブチルスズビス(イソオクチル=チオグリコレート)
153	25551-13-7	トリメチルベンゼン
154	34590-94-8	ジプロピレングリコールメチルエーテル
155	85409-17-2	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（トリブチルスズ=ナフテナート）

別表 1-3 濃度基準値設定対象物質リスト（令和6年度）

注1：本リストは濃度基準値設定の検討対象とする物質リストであり、今後変更となる場合がある。

注2：本リストには、現時点でリスクアセスメント対象物となっていない物質も含まれるが、それらの物質については、今後、リスクアセスメント対象物に追加された場合に、濃度基準値の設定対象となる。

No.	CAS RN	物質名称
1	54-11-5	3-(1-メチル-2-ピロリジニル)ピリジン（別名：ニコチン）
2	56-72-4	0-3-クロロ-4-メチルクマリン-7-イル 0,0-ジエチルホスホロチオアート（別名：クマホス）
3	57-24-9	ストリキニーネ
4	60-35-5	アセトアミド
5	62-38-4	酢酸フェニル水銀
6	64-17-5	エタノール
7	71-23-8	ノルマル-プロピルアルコール
8	71-41-0	1-ペンタノール
9	74-96-4	臭化エチル
10	74-97-5	ブロモ（クロロ）メタン
11	74-98-6	プロパン
12	75-12-7	ホルムアミド
13	75-18-3	硫化ジメチル
14	75-38-7	弗化ビニリデン
15	75-61-6	ジブロモジフルオロメタン
16	75-69-4	トリクロロフルオロメタン（別名：CFC-11）
17	75-85-4	2-メチル-2-ブタノール
18	75-99-0	2,2-ジクロロプロピオン酸（別名：ダラポン）
19	76-01-7	ペンタクロロエタン
20	77-47-4	ヘキサクロロシクロペンタジエン
21	79-21-0	過酢酸
22	79-27-6	1,1,2,2-テトラブロモエタン
23	79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド
24	79-46-9	2-ニトロプロパン
25	80-05-7	ビスフェノール A

26	80-56-8	2, 6, 6-トリメチルビシクロ[3.1.1]ヘプタ-2-エン (別名: α -ピネン)
27	83-79-4	ロテノン
28	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル (別名: BBP)
29	89-72-5	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール
30	90-12-0	1-メチルナフタレン
31	90-30-2	1-(N-フェニルアミノ)-ナフタレン
32	91-57-6	2-メチルナフタレン
33	95-63-6	1, 2, 4-トリメチルベンゼン
34	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール
35	98-86-2	アセトフェノン
36	99-08-1	m-ニトロトルエン
37	99-99-0	p-ニトロトルエン
38	100-51-6	ベンジルアルコール
39	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール
40	103-11-7	アクリル酸 2-エチルヘキシル
41	104-51-8	ノルマル-ブチルベンゼン
42	105-46-4	酢酸 sec-ブチル
43	106-49-0	p-トルイジン
44	106-87-6	4-オキシラニル-1, 2-エポキシシクロヘキサン
45	106-97-8	n-ブタン
46	107-20-0	クロロアセトアルデヒド
47	107-66-4	リン酸ジ-ノルマル-ブチル
48	107-87-9	メチルプロピルケトン
49	108-44-1	m-トルイジン
50	108-65-6	プロピレングリコールメチルエーテルアセタート
51	108-67-8	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
52	108-83-8	ジイソブチルケトン
53	108-98-5	チオフェノール
54	109-73-9	n-ブチルアミン
55	109-94-4	ギ酸エチル
56	110-01-0	テトラヒドロチオフェン
57	110-43-0	メチル-ノルマル-ペンチルケトン (別名: 2-ヘプタノン)
58	110-62-3	1-ペンタナール (別名: n-バレルアルデヒド)
59	110-83-8	シクロヘキセン

60	111-46-6	ジエチレングリコール
61	111-90-0	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール
62	111-96-6	ジエチレングリコールジメチルエーテル
63	115-29-7	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名: エンドスルフアン)
64	117-84-0	フタル酸ジ-ノルマル-オクチル
65	119-64-2	1, 2, 3, 4-テトラヒドロナフタレン
66	120-82-1	1, 2, 4-トリクロロベンゼン
67	121-82-4	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン (15 質量%の水で湿性としたものに限る)
68	122-34-9	シマジン
69	122-99-6	2-フェノキシエタノール
70	123-38-6	プロピオンアルデヒド
71	123-39-7	N-メチルホルムアミド
72	123-77-3	アゾジカルボンアミド
73	124-68-5	2-アミノ-2-メチルプロパノール
74	127-91-3	ベータ-ピネン
75	131-11-3	フタル酸ジメチル
76	133-06-2	キャプタン
77	137-30-4	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名: ジラム)
78	137-32-6	2-メチルブタノール
79	138-22-7	乳酸ノルマル-ブチル
80	140-11-4	酢酸ベンジル
81	141-66-2	りん酸ジメチル=(E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル (別名: ジクロトホス)
82	144-62-7	しゅう酸
83	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール
84	150-76-5	パラ-メトキシフェノール
85	298-00-0	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名: メチルパラチオン)
86	298-02-2	ジチオリン酸 0, 0-ジエチル-S-エチルチオメチル (別名: ホレート)
87	299-84-3	チオリン酸 0, 0-ジメチル-0-(2, 4, 5-トリクロロフェニル) (別名: ロンネル)

88	299-86-5	N-メチルアミノホスホン酸 0-(4-ターシャリ-ブチル-2-クロロフェニル)-0-メチル (別名: クロホメート)
89	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 (別名: ジウロン)
90	334-88-3	ジアゾメタン
91	460-19-5	オキサロトリル (別名: ジシアン)
92	504-29-0	2-アミノピリジン
93	506-77-4	塩化シアン
94	509-14-8	テトラニトロメタン
95	526-73-8	1,2,3-トリメチルベンゼン
96	541-73-1	m-ジクロロベンゼン
97	542-92-7	シクロペンタジエン
98	563-04-2	トリ-3-トリル=ホスファート (別名: m-トリクレジルホスファート)
99	563-12-2	ビス (ジチオリン酸) S, S'-メチレン-0, 0', 0'-テトラエチル
100	583-60-8	2-メチルシクロヘキサノン
101	593-60-2	ブromoエチレン
102	594-72-9	1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン
103	598-56-1	N,N-ジメチルエチルアミン
104	625-45-6	メトキシ酢酸
105	763-69-9	エチル=3-エトキシプロパノアート
106	768-52-5	N-イソプロピルアニリン
107	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン (別名: N-メチルピロリドン)
108	944-22-9	0-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名: ホノホス)
109	999-61-1	アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル
110	1303-00-0	ヒ化ガリウム (別名: ガリウムヒ素)
111	1310-58-3	水酸化カリウム
112	1310-65-2	水酸化リチウム
113	1310-73-2	水酸化ナトリウム
114	1314-80-3	五硫化りん
115	1317-38-0	酸化銅 (II)
116	1317-39-1	酸化銅 (I)
117	1330-78-5	りん酸トリトリル
118	1338-23-4	エチルメチルケトンペルオキシド

119	1344-28-1	酸化アルミニウム
120	1477-55-0	メタ - キシリレンジアミン
121	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル (別名 : カルボフラン)
122	1746-01-6	2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン
123	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名 : パラ コートジクロリド)
124	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6 (1H,3H,5H)-トリオン (別名 : トリグリシジルイソシアヌレー ト)
125	2687-91-4	1-エチルピロリジン-2-オン
126	2699-79-8	フッ化スルフリル
127	2921-88-2	チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名 : クロルピリホス)
128	3383-96-8	テメホス
129	4016-14-2	1,2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン
130	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩 (1,1'-ジメチル-4,4'- ビピリジニウム=ジクロリドを除く)
131	5989-27-5	(4R) - パラ - メンタ - 1,8 - ジエン (別名 : d - リモネン)
132	6923-22-4	りん酸ジメチル= (E) -1-メチル-2- (N-メチルカルバモイル) ビニル
133	7085-85-0	2-シアノアクリル酸エチル
134	7439-98-7	モリブデン
135	7440-31-5	スズ
136	7440-33-7	タングステン
137	7440-42-8	ほう素
138	7440-58-6	ハフニウム
139	7440-61-1	ウラン
140	7440-65-5	イットリウム
141	7440-66-6	亜鉛
142	7440-67-7	ジルコニウム
143	7446-08-4	二酸化セレン
144	7723-14-0	赤りん
145	7782-79-8	アジ化水素
146	7783-49-5	フッ化亜鉛

147	7789-23-3	弗化カリウム
148	7803-52-3	スチビン
149	8001-35-2	塩素化カンフェン (別名 : トキサフェン)
150	8002-74-2	固形パラフィン
151	8003-34-7	ピレトラム
152	8012-95-1, 8002-05-9, 64741-88-4, 64741-97-5, 72623-86-0, 72623-87-1	ニュートラル潤滑油用基油
153	8065-48-3	チオりん酸 0,0-ジエチル-エチルチオエチル (別名 : ジメトン)
154	10035-10-6	臭化水素
155	10049-04-4	二酸化塩素
156	10605-21-7	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバメート (別名 : カルペンダジム)
157	13071-79-9	テルブホス
158	13121-70-5	トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド
159	13360-57-1	ジメチルスルファモイルクロライド
160	13494-80-9	テルル
161	14464-46-1	結晶質シリカ (クリストバライト)
162	14808-60-7	結晶質シリカ (石英)
163	15571-58-1	2-エチルヘキシル 10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカノネート (別名 : DOTE)
164	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド (別名 : アラクロール)
165	16752-77-5	S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]チオアセトイミデート
166	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン (別名 : メトリブジン)
167	21725-46-2	シアナジン
168	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸 0-エチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名 : フェナミホス)

169	22781-23-3	2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート（別名：ベンダイオカルブ）
170	25321-14-6	ジニトロトルエン（異性体混合物）
171	26628-22-8	アジ化ナトリウム
172	26952-21-6	イソオクタノール
173	35400-43-2	ジチオリン酸 0-エチル-0-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル
174	54839-24-6	プロピレングリコールモノエチルエーテルアセテート
175	60676-86-0	非晶質シリカ（石英ガラス）
176	61790-53-2	珪藻土（結晶質シリカ含有率 0.1%未満のもの）
177	61790-53-2	珪藻土（結晶質シリカ含有率 0.1%以上のもの）
178	65996-93-2	コールタールピッチ（高温）／コールタールピッチ
179	69012-64-2	非晶質シリカ（ヒューム）、シリカヒューム（金属シリコン製造時の副生成物）

別表2 物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法

※第6回検討会の検討結果を踏まえて修正予定。

No.	CAS-RN	物質名	濃度基準値提案値			捕集法/分析法					
			時間加重平均	最大(C)・短時間(S)ばく露濃度	備考	捕集分析法	捕集法	溶解法、前処理法	分析法	測定法の総合評価	備考
1	50-78-2	アセチルサリチル酸	5mg/m ³	—	・呼吸器感作性に対して最大ばく露濃度を設定することについては今後検討が必要。 ・動物では催奇形性がある(ヒトの感受性は低い)ことについても今後検討が必要。	ろ過捕集—液体クロマトグラフ法	GB-100R (ガラス繊維ろ紙) または T60A20	10mM 水酸化ナトリウム水溶液/メタノール (10/90) 溶液	HPLC/UV	○	・総粉じん捕集 ・加水分解してサリチル酸を定量する。 ・アセチルサリチル酸を直接測定していないが、作業現場として想定されるのはクリーンルームでの製造であるため、アセチルサリチル酸起因のサリチル酸または未反応物の測定であるため、正の誤差となることから本法を採用することに問題はないと考えられる。
2	60-34-4	メチルヒドラジン									
3	62-53-3	アニリン									
4	63-25-2	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル(別名:カルバリル)									
5	74-87-3	クロロメタン(別名:塩化メチル)									
6	75-00-3	クロロエタン									
7	75-05-8	アセトニトリル	10ppm	—		固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	Cat.No.258A 球状活性炭 (400mg/200mg)	15%(v/v) メタノール/ジクロロメタン	GC/MS	○	

8	75-07-0	アセトアルデヒド	—	S 10ppm		固体(反応)捕集—液体クロマトグラフ法	アルデヒド測定用 DNPH カートリッジサンプラー	アセトニトリル	HPLC/UV-VIS	○	・リスク評価報告書に詳細な測定法の評価がないが、汎用の分析法であるため、使用可能な方法である。
9	75-26-3	2-ブロモプロパン									
10	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	5ppm	—	代謝により発生するエポキシドの生成はヒトはげっ歯類より低いと考えられる知見もあるが、その後 NTP(2015)のレポートが公表されていることから、今後優先的に検討が必要。	固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭 (258A-20)	二硫化炭素 2 mL	GC/MS (DB-624)	○	・高濃度では検量線に直線性がないため、検出器を FID として検討する必要がある ・保存安定性の情報がいないため、確認する必要がある。
12	75-86-5	アセトンシアノヒドリン	—	S 5 ppm		固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	Porapak-Q	酢酸エチル	GC/MS (HP-5MS UI)	○	・保存安定性は3日後には不安定である。捕集後すぐに分析するのが望ましい。 ・CN イオンの分析法は、作業環境測定法と同等の水酸化ナトリウム溶液によるインピンジャー方式となるため、適切な方法ではない。 ・アセトンシアノヒドリンを測定しなければ、生体内でのシアニオンについて過小評価の可能性あり。
13	76-03-9	トリクロロ酢酸	0.5ppm	—		固体捕集—液体クロマトグラフ法	シリカゲル管 (520/200 mg)	脱着: 水	HPLC/UV 移動相: 100 mmol/L 過塩素	○	・ガスクロマトグラフ法は不安定であるため、液体クロマトグラフ法を採用した。

									酸水溶液		
14	76-06-2	トリクロロニトロメタン	—	C 0.1ppm	根拠論文が二次文献であることから、今後ばく露濃度と影響にかかる新たな知見の検討が必要。	固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	XAD-4 Cat No.226-175 (400mg/200mg)	酢酸エチル	GC/MS	○	・要遮光
15	76-22-2	しょう脳	2ppm	—		固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	活性炭捕集管 0.1LPM	1% メタノール含有二硫化炭素	GC/MS	○	・粒子状のしょう脳を捕集するために、前段にグラスファイバーフィルターが必要である。 ・蒸気圧は常温で 0.2 mmHg, 70°Cで 4mmHg であるため、粒子を捕集しても一部または全て気化する。
16	78-30-8	リン酸トリ(オルトトリル)	0.002ppm	—		(ろ過+固体)捕集—液体クロマトグラフ法	ニトロセルロースメンブランフィルター— 孔径 0.8 μm	エチルエーテル	HPLC/UV	○	・ガスの捕集を考慮していないので、ばく露状況に応じた捕集法が必要になる。IFV 根拠となる比率は 0.067 ・蒸気と粒子の両方を測定して評価する必要があることを技術上の指針に明記する。
17	78-59-1	イソホロン	—	S 5ppm	ラットの腎臓障害にかかる知見に基づく時間加重平均値の設定がされている OEL があるが、イソホロンの直接的な影響ではないと考えられることなどから今回は採用せず。今後更なる知見の整理と検討が必要。	固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭 (100mg/50mg)	ジクロロメタン	GC/MS	○	

18	78-79-5	イソプレン	3ppm	—		固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	ヤシ殻活性炭管 0.1-0.2LPM	ジクロロメタン	GC/FID	○	・脱着率・保存性ともに低い ため、過小評価する可能性あり。 ・球状活性炭を用いた方法について要検討
19	79-41-4	メタクリル酸									
20	80-62-6	メタクリル酸メチル									
22	90-04-0	o-アニシジン	0.1ppm	—	厚生労働省リスク評価事業におけるリスク評価書において in vitro サルモネラ菌変異原性試験 S9(+)および in vivo マウスによるコメットアッセイで陽性が示されており、遺伝毒性の可能性について今後検討が必要	固体捕集—液体クロマトグラフ法 (エアロゾル捕集なし)	XAD-2 管 150mg/75mg 0.5-1.0LPM	メタノール	HPLC/UV-VIS	○	・NIOSH2514 の最新版が検証済み。
23	92-52-4	ビフェニル									
25	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2mg/m ³	—		(ろ過+固体)捕集—液体クロマトグラフ法	ガラス繊維濾紙入り、ジビニルベンゼンメタクリレート共重合体 440mg ※サンプリング時は、アルミホイルで覆い光を遮へいす	メタノール	HPLC/UV	○	・要遮光 ・捕集法について要検討

							る 0.2LPM				
28	96-09-3	フェニルオキシラン (別名:スチレンオキシド)	1ppm	—	生殖毒性については引き続き知見の収集と検討が必要。	固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	Tenax GC Tube (30/15mg)	酢酸エチル	GC/MS	○	・保存安定性が85%程度なので、捕集後すぐに分析するのが望ましい。
29	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン									
30	96-22-0	ジエチルケトン									
31	96-33-3	アクリル酸メチル									
32	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム)									
33	98-00-0	フルフリルアルコール	0.2ppm	—		固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	シリカゲル管・(520mg/260mg)(20~40mesh)、アルミホイルにより遮光して使用	アセトン	GC/MS	○	要遮光
34	98-01-1	フルフラール									
35	98-51-1	パラターシャリーブチルトルエン	1ppm	—	今後引き続き情報の収集が必要。	固体捕集—ガスクロマトグラフ法	球状活性炭管 0.1LPM	二硫化炭素	GC/MS	○	
36	98-82-8	クメン	10ppm	—	厚生労働省のリスク評価書では遺伝毒性は「判断できない」としており、引き続き情報の収集が必要。	固体捕集—ガスクロマトグラフ法	活性炭管 0.1LPM パッシブサンプラー	二硫化炭素	GC/FID	○	

37	98-83-9	アルファ-メチルスチレン	10ppm	-		固体捕集-ガスクロマトグラフ法	活性炭管 0.1LPM パッシブサンプラー	二硫化炭素	GC/FID	○	
39	98-95-3	ニトロベンゼン									
43	100-63-0	フェニルヒドラジン									
47	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	0.4mg/m ³	-	動物種では発がんが認められているが高用量での発症でありヒトの発がんは懐疑的であることから、引き続き検討が必要。	ろ過(反応)捕集-液体クロマトグラフ法	硫酸含浸フィルター	0.1M 水酸化カリウム/メタノール	HPLC/UV-VIS	○	
48	105-60-2	ε-カプロラクタム	5mg/m ³	-		(ろ過+固体)捕集-ガスクロマトグラフ質量分析法	グラスファイバーフィルター+スチレンジビニルベンゼン捕集管 1LPM	ジクロロメタン	GC/MS	○	捕集法について要検討
49	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	10ppm	-		固体捕集-ガスクロマトグラフ質量分析法	活性炭管 (100mg/50mg) 球状活性炭管	二硫化炭素	GC/MS	○	保存安定性未検討のため、すぐに分析
50	106-89-8	エピクロロヒドリン	0.5ppm	-	経口投与で発がん性があるとされており、IARC 2A に分類されていること、及び厚生労働省の有害性評価書では遺伝毒性試験で陽性結果が報告されていることから、今後	固体捕集-ガスクロマトグラフ法	ヤシ殻活性炭管 0.01-0.2LPM	二硫化炭素	GC/FID	○	NIOSH NMAM 1010(検証済)

					早期に再検討が必要。						
52	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン									
53	106-94-5	1-プロモプロパン (別名:臭化プロピル)	0.1ppm	—		固体捕集ーガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭 0.1 L/min	二硫化炭素	GC/MS	○	
55	107-02-8	アクロレイン									
56	107-05-1	塩化アリル									
57	107-07-3	エチレンクロロヒドリン									
58	107-21-1	エチレングリコール									
59	108-05-4	酢酸ビニル	10ppm	S 15ppm	日本バイオアッセイ研究センターの試験結果など動物で明らかな発がん性の証拠が認められ、EU では発がん性を考慮した時間過重平均を算出していることから、今後発がんに係る検討が必要。	固体捕集ーガスクロマトグラフ法	Carboxen564 (160/80mg)	二硫化炭素	GC/FID	○	
60	108-46-3	レソルシノール(別名:レゾルシン)	10ppm	—	発がん性試験が実施されたとの指摘があることから、早期に情報の収集と整理が必要。	(ろ過+固体)捕集ー液体クロマトグラフ法	ガラス濾紙入り、ジビニルベンゼンメタクリレート共重合体 0.2 L/min	メタノール	HPLC/UV	○	捕集法について要検証

61	108-91-8	シクロヘキシルアミン	—	S 5pm		ろ過(反応)捕集—イオンクロマトグラフ法	硫酸含浸フィルター 硫酸量: 0.097 g 0.5LPM	純水	イオンクロマトグラフィー/電気伝導度検出器(サブレッサ使用)	○	
62	110-86-1	ピリジン	1ppm	—		固体捕集—ガスクロマトグラフ法	XAD-7 (100 mg/50 mg)	メタノール	GC/FID	○	
63	111-30-8	グルタルアルデヒド	—	C 0.03ppm		固体(反応)捕集—液体クロマトグラフ法	2,4-DNPH コーティング 球状 シリカ ゲル InertSep mini AERO (300mg)	アセトニトリル	HPLC/UV	○	
65	111-42-2	ジエタノールアミン									
73	122-39-4	ジフェニルアミン									
75	123-31-9	ヒドロキノン									
77	124-40-3	ジメチルアミン	2ppm	—		固体(反応)捕集—液体クロマトグラフ法	NBD- Chloride コーティング XAD-7 捕集管 0.1LPM	THF・炭酸水素ナトリウム飽和水溶液	HPLC/FID	○	保存安定性について検証してから測定する
78	126-98-7	メタクリロニトリル	1ppm	—	発がん性に関する知見があることから、今後情報収集及び検討が必要。	固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭捕集管 0.1LPM	10%(v/v)2-プロパノール/二硫化炭素	GC/MS	○	

80	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	5ppm	—	発がん性について新たな知見があることから、今後情報収集及び検討が必要。	固体捕集-ガスクロマトグラフ質量分析法	ヤシ殻活性炭管 0.1LPM	アセトン 2mL 脱着後その 1mL を採取しエタノール 1mL を加え混合	GC/MS	○	
81	128-37-0	2,6-tert-ブチル-p-クレゾール(別名:ジブチルヒドロキシトルエン(BHT))	10mg/m ³	—		(ろ過+固体)捕集-ガスクロマトグラフ質量分析法	OVS-7 1LPM	メタノール	GC/MS	○	
82	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム)									
84	140-88-5	アクリル酸エチル									
86	149-57-5	2-エチルヘキサ酸	5mg/m ³	—		固体捕集-液体クロマトグラフ法	ジビニルベンゼンメタクリレート共重合体 1LPM	メタノール脱着 ADAM (9-アンスロエルジアゾメタン)による蛍光発色誘導体化	HPLC/FL	○	・捕集法の検証が必要 ・発色に 4 時間を要する
88	302-01-2	ヒドラジン									
89	333-41-5	チオリン酸 0,0-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名:ダイアジノン)	0.01mg/m ³	—	発がん性について早期に検討が必要。	(ろ過+固体)捕集-液体クロマトグラフ(MS/MS)法	ガラス繊維ろ紙+ジビニルベンゼンメタクリレート共重合体 0.2LPM	アセトニトリル	LC-MS/MS	○	LC/MS/MS が必要 捕集法の検証が必要

91	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	1ppm	—	発がん性について早期に検討が必要。	固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭管 0.1L	二硫化炭素	GC/MS	○	
92	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール									
94	1300-73-8	キシリジン	0.5ppm	—	異性体別に有害性の程度が異なるため、異性体別の濃度基準値の設定について今後検討が必要。なお、厚労省リスク評価書において2,4-キシリジンにかかる新たな知見に基づくLOAEL6ppmの記載があるが、エンドポイントはWistarラットでの臓器重量増加および血中コレステロール値等の変化であり、過剰影響とは考えにくいことから今回は根拠には採用しないが、引き続き検討が必要。	ろ過(反応)捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	硫酸含浸ガラスファイバーフィルター	水酸化ナトリウム脱着、液液抽出トルエン誘導体化: Heptafluorobutyric Anhydride (HFAA)	GC/MS	○	誘導体化法なので難しい方法である
95	1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム(十水和物)(別名:ホウ砂)									
96	1333-86-4	カーボンブラック									
97	1634-04-4	メチル-tert-ブチルエーテル(別名:MTBE)	50ppm	—		固体捕集—ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭管 0.1LPM	二硫化炭素	GC/MS	○	

99	4170-30-3	2-ブテナール	—	C 0.3ppm	日本バイオアッセイセンターの2年間吸入曝露試験で3ppm 群まで鼻腔への傷害（呼吸上皮の炎症、過形成扁平化生および嗅上皮の萎縮と呼吸上皮化生等）がみられた(2001)ことから、今後発がん性についての検討が必要。GHS 政府分類(2015)で動物の2年間の飲水試験で肝障害の知見が採用されていることから、今後慢性毒性(反復ばく露)による健康影響についての知見の整理と検討が必要。	固体(反応)捕集—液体クロマトグラフ法	DNPH 捕集管 0.2LPM	アセトニトリル 10%リン酸溶液 0.1mL 添加し超純水で3mLに定容	HPLC/UV	○	
101	7440-02-0	ニッケル									
102	7440-28-0	タリウム									
103	7440-74-6	金属インジウム									
108	7722-84-1	過酸化水素									
109	7726-95-6	臭素	—	0.2ppm		ろ過(反応捕集)—イオンクロマトグラフ法	銀メンブレンフィルター 0.3-1 LPM	6 mM チオ硫酸ナトリウム溶液, 3 mL	イオンクロマトグラフ—電導度検出法	○	NIOSH NMAM 6011 (NIOSH により検証済)

110	7803-51-2	ホスフィン	0.05ppm	S 0.15ppm		固体(反応)捕集-吸光度法	過マンガン酸カリウム含浸シリカゲル管	脱着液: 1.2% L-アスコルビン酸 発色液:モリブデン溶液(7モリブデン酸6アンモニウム4水和物1.0g+酒石酸アンチモニルカリウム0.04g+硫酸7mLを100mLイオン交換水で溶解)	吸光光度法(モリブデンブルー法)	○	短時間測定では感度が足りない可能性あり 半導体センサーによる測定について要確認
112	10024-97-2	一酸化二窒素(別名:亜酸化窒素)	100ppm	-	生殖毒性について引き続き知見の整理と再検討が必要。	直接捕集-GC/ECD法	バッグ法 小型キャニスター法		GC/ECD	○	・キャニスターは作業環境の測定では一般的でない ECDは現在あまり使用されないため、質量分析で直接注入の検証が必要である
115	16219-75-3	5-エチリデン-2-ノルボルネン(別名:エチリデンノルボルネン)	2ppm	S 4ppm		固体捕集-ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭管 Cat.No.258-20(100mg/50mg)	5%(v/v)メタノール-二硫化炭素	GC/MS	○	
116	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名:ベノミル)	1mg/m ³	-	生殖毒性が観察されたため注意を喚起することとしている OEL 機関もあることから、今後生殖毒性に係る情報の	(ろ過+固体)捕集-液体クロマトグラフ法	NOBIAS RP-SG1WA(日立ハイテクサイエンス製)、ガラス繊維濾紙入り、ジビ	メタノール	HPLC/UV	○	

					収集と検討が必要。		ニルベンゼンメタクリレート共重合体 440mg				
117	19287-45-7	ジボラン	0.01ppm	—		溶液捕集— ICP 発光分光法	ポリプロピレン製マイクロインピンジャー 純水	サンプリング後直ちに 0.1mL 硝酸を加える	ICP-発光	○	

別表3 濃度基準値を設定しなかった物質とその理由

※第6回検討会の検討結果を踏まえて修正予定。

No.	CAS-RN	物質名	設定しなかった理由
21	88-72-2	2-ニトロトルエン	十分な文献データがないため。
26	95-48-7	o-クレゾール	特別則による規制物質であるため。
27	95-54-5	o-フェニレンジアミン	発がん性物質であり、安全な閾値を設定できないため。
41	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	十分な文献データがないため。
54	106-99-0	1,3-ブタジエン	発がん性物質であり、安全な閾値を設定できないため。
64	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン（別名：ジエチレントリアミン）	十分な文献データがないため。
66	111-65-9	n-オクタン	十分な文献データがないため。
69	120-80-9	カテコール（別名：ピロカテコール）	十分な文献データがないため。
93	764-41-0	1,4-ジクロロ-2-ブテン	発がん性物質であり、安全な閾値を設定できないため。
98	2426-08-6	ノルマル-ブチル=2,3-エポキシプロピルエーテル	発がん性物質であり、安全な閾値を設定できないため。
104	7647-01-0	塩化水素	特別則による規制物質であるため。
105	7664-93-9	硫酸	特別則による規制物質であるため。
106	7697-37-2	硝酸	特別則による規制物質であるため。

別表4 令和5年度以降に再度検討する物質とその理由

※第6回検討会の検討結果を踏まえて修正予定。

No.	CAS-RN	物質名	再度検討する理由
5	74-87-3	クロロメタン(別名:塩化メチル)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。
11	75-52-5	ニトロメタン	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
24	92-84-2	フェノチアジン	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。
38	98-88-4	塩化ベンゾイル	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
40	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。
42	100-44-7	塩化ベンジル	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
44	100-74-3	N-エチルモルホリン	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
45	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名:4,4'-MDI)	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
46	101-72-4	N-イソプロピル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
51	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。
67	116-14-3	テトラフルオロエチレン	測定方法について検証が必要なため。
68	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。
70	121-44-8	トリエチルアミン	測定方法について検証が必要なため。
71	121-75-5	ジチオリン酸0,0-ジメチル-S-1,2-(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラチオン)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。
72	122-14-5	チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェニトロチオン)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。

74	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル（別名：フェニルグリシジルエーテル）	測定方法について検証が必要なため。
76	124-04-9	アジピン酸	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
79	126-99-8	2-クロロ-1, 3-ブタジエン（クロロプレン）	測定方法について検証が必要なため。
83	139-13-9	ニトリロ三酢酸	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
85	141-43-5	2-アミノエタノール	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
87	298-04-4	ジチオリン酸 O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)（別名：ジスルホトン）	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
90	409-21-2	炭化けい素	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。
100	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
107	7699-43-6	オキシ塩化ジルコニウム	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
111	8052-42-4	アスファルト(ストレートアスファルト)	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
113	10025-87-3	塩化ホスホリル	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
114	13463-67-7	酸化チタン（ナノ粒子以外）	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。
118	25013-15-4	ビニルトルエン	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において最新の情報が有り、当該情報を収集中のため。